

授業料等 4期

平成30年12月吉日

大阪暁光高等学校
事務長 吉崎泰弘

[Redacted]
[Redacted] 様
保護者様
[Redacted]
2018年度 授業料等(4期)納付のお知らせ

問合せ先
大阪暁光高等学校 事務室
担当 山東 (サントウ) 西浦
電話 : 0721-53-5281

2018年度 授業料等(4期)納付のお知らせ

平素は本校の教育にご理解ご協力いただき誠に有難うございます。
2018年度授業料等(4期)を、下記の自動振替(引落)日にご指定の口座よりご納付いただきます。
期日の前日までに口座にご準備下さいますようお願い申し上げます。

自動振替日 : 2019年1月4日(金)

自動振替額 : 50,000 円

4期分としてのご請求金額です。
年間精算による追加請求がある人は
その合計金額が1/4の自動振替額に
なります。

上記「自動振替額」が0円の方はシステムの都合上「円」と表記されています。ご了承下さい。

金額明細

授業料	137,500 円
教育充実費	7,500 円
就学支援金4期	-29,700 円
大阪府補助金4期	-65,300 円
合計	50,000 円

※ 口座残額が合計金額に満たない場合、自動振替(引落)は実行されず、滞納扱いとなってしまいますのでご注意ください。

※ 本校窓口での現金納付およびお振込での納付等をご遠慮下さい。

※ 諸費用の残金について、今年度普通科を卒業および看護専攻科を修了する方には、卒業(修了)後精算し返金額確定後、学校にお届けしていただいている口座に返金します(2019年5月中旬予定)。次年度在籍予定の生徒については残金は返金せずに繰り越します。今年度の実績額および残額の明細は全学年とも2019年5月に書面で通知させていただく予定です。

<普通科・看護科の生徒の方へ>

※ <2018年度 授業料等年間精算(返金)のお知らせ(水色) の文書が同封されている方へ>

システムの都合上、年間精算による返金は4期授業料の納付確認後、2月15日を予定しております。

※ <2018年度 授業料等年間精算(追加請求)のお知らせ(黄色) の文書が同封されている方へ>

年間精算による追加請求額と4期授業料を合算した金額が1月4日の実際の自動振替額となります。

※ システムの都合上、請求額が0円の方にも文書を送付しております。ご了承下さい。

※ 下記の事情変更が生じた場合は速やかに事務室まで届出てください。

- ・所得の修正申告や税額の更正決定による道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の額の変更があった場合
- ・離婚・死別・養子縁組等による保護者等の変更があった場合
- ・生活保護法に基づく保護(生活扶助)を受けることになった場合
- ・生活保護法に基づく保護(生活扶助)が停止された場合
- ・転居した場合

本校にお届けの預金口座 :

[Redacted]

本校使用欄 :

[Redacted]